

ならの希少な生きものを守ろう

～奈良県希少野生動植物の保護に関する条例～



奈良盆地の棚田



ヤイロチドリ



キレンゲショウマ



オオナンバンギセル



曾爾高原 お龜池

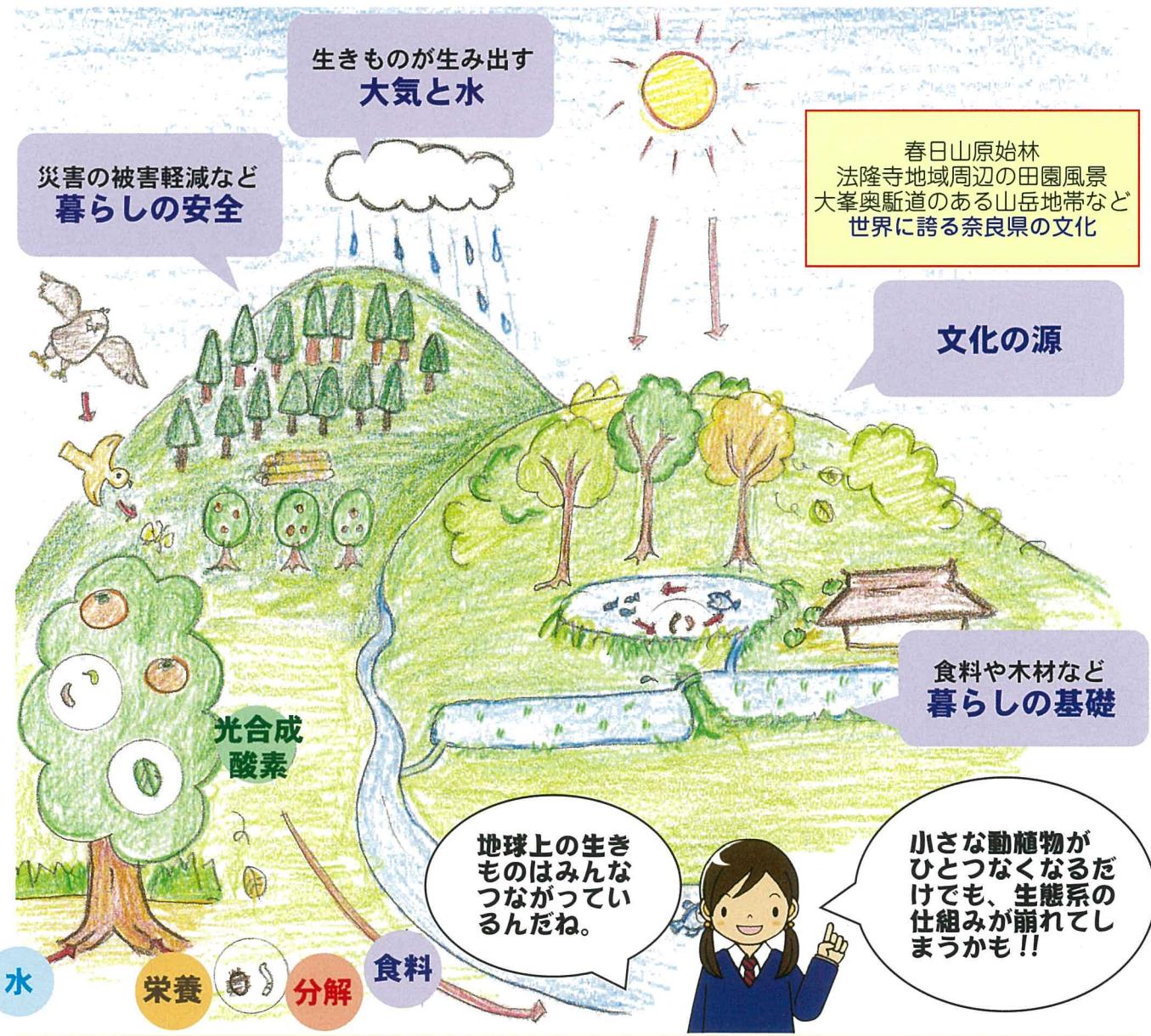
田んぼやため池では、カエルやゲンゴロウの姿が消え、野山では、可憐な花をつける草花が根こそぎ引き抜かれて、山からなくなってしまう。

昔どおりの豊かな自然に見えるけれど、実は私たちをとりまく自然は、ものすごいスピードで変わっているのです。

なぜ希少野生動植物の保護が必要なのでしょうか？

人間を含めたすべての生きものは、お互いに関わりあいながら、**生態系**といわれる仕組みでつながっています。

その仕組みの中で、人間は、**多くの恵み**を受けているので、生態系のバランスが崩れると、私たちの暮らしにも大きな影響が出てきます。



私たちが健康で安心して暮らしていくためにも、多種多様な野生動植物が生きている、バランスのとれた生態系を維持していくことがとても大切です。

【豆知識1 生態系とは】

すべての生きものは、お互いに食べたり食べられたりといった関係や、光、水、大気等を利用する関係など、周りの生きものや環境と関わり合いながら、ひとつのまとまった仕組みと働き（システム）をつくっています。
このシステムを生態系といいます。

奈良県における野生動植物の現況

県内での生息確認種数 約 9,000 種
うち 希少野生動植物 1,115 種 (12%)
うち 絶滅寸前種 290 種
(奈良県版レッドデータブックから)

絶滅しそうな生きものがこんなにもいるよ!

絶滅寸前種の例



オオヤマレンゲ



ニッポンバラタナゴ



オオウラギンヒョウモン



オオミネコザクラ



ナゴヤダルマガエル



ブッポウソウ

奈良県の特徴

①北方系の動植物と南方系の動植物の分布が重なる地域

②低地から近畿最高峰(八経ヶ岳)まで大きな標高差

③希少野生動植物の占める割合が大

全国 8% 奈良県 12%

特色ある生息・生育環境

【豆知識 2 奈良県版レッドデータブック】

奈良県に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物のリストや、それが減少した要因を取りまとめた報告書。平成18年に脊椎動物編、平成20年に植物・昆虫類編を発刊しています。

本書内では、絶滅のおそれのある野生動植物（希少野生動植物）を、

「絶滅種」
「絶滅寸前種」
「絶滅危惧種」
「希少種」
「情報不足種」

に区分しています。

奈良県版レッドデータブック
購入のお問い合わせ先
(財)奈良県緑化推進協会
TEL0742-24-0200



奈良県版レッドデータブック
(普及版)
購入のお問い合わせ先
(株)奈良新聞社
TEL0742-32-2117



奈良県における希少野生動植物の減少の要因



奈良県内の希少野生動植物を県民みんなで守っていくために
奈良県希少野生動植物の保護に関する条例
を制定しました。

施行日 平成 22 年 4 月 1 日

国においても

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(種の保存法) を制定し、
希少な野生動植物を対象に、捕獲等の規制と保護増殖の取組を進めています。

でも、この法律は全国が対象のため、奈良県内で確認されている 12 種の動植物しか保護の対象にならない……

【豆知識 3 生物多様性をめぐる動きをみてみよう】

世界では、生物の多様性を保全し、その持続可能な利用などを目的として、平成 4 年 6 月、リオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）で、「生物多様性条約」が採択され、現在 190 カ国以上の国が条約締結しています。

この条約に基づいて日本では、「生物多様性基本法」「生物多様性国家戦略 2010」等を策定し、人と自然が共生することを通して、恵み豊かな生物多様性を育む「いきものにぎわいの国づくり」を目指しています。

また、2010 年は国連が定める「国際生物多様性年」であり、COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）が名古屋市で開催され、みんなで自然や生きものを守っていくための目標やルールが決められました。

どのような仕組みで希少野生動植物を保護するのですか？

条例の体系

【個体の保護】

特定希少野生動植物を指定します。

県内で生息が確認されている全ての野生動植物
約 9,000 種

希少野生動植物 1,115 種

特定希少野生動植物 12 種

捕獲や採取等を禁止

違反した場合
は罰則

【生息地等の保全】

生息地等保全地区を指定します。

【外来種に関する調査・情報提供】

監視地区

次の行為は知事への届出が必要です。

建築物の新築、宅地の造成、土石の採取など

管理地区

次の行為は知事の許可が必要です。

建築物の新築、宅地の造成、土石の採取、特定希少野生動植物の生息等に支障を及ぼす動植物の放逐・物質の散布など

違反した場合
は罰則

立入制限地区

原則立入禁止です。

管理地区と地区外の緩衝地帯

営巣地、重要な採餌地、生育基盤等、その個体の生息等に重要な区域

繁殖、開花、結実期間等に立入を制限する区域

【保護管理事業の実施】

保護管理事業計画を策定します。

また、保護管理事業の確認・認定をします。

奈良県の
特定希少野生動植物 12 種

両生類 カスミサンショウウオ
ナゴヤダルマガエル

魚類 ニッポンバラタナゴ

昆蟲類 コサナエ
ヒメタイコウチ

植物 ヒメイノモトソウ
オオミネイワヘゴ

カツラギグミ
カワゼンゴ

ニセツクシアザミ
ツクシガヤ

【県民等との協議の推進等】

県民等との協動により保護活動に取り組みます。

希少野生動植物保護専門員、希少野生動植物保護巡視員等

【開発等への配慮】

希少野生動植物に影響を及ぼすと認められる行為を行うときは、
その生息等の状況を把握し、保護に配慮してください。

ならの希少野生動植物を守るために

条例では、みなさんの立場に応じて、それぞれの責務を定めています。

県民、旅行者等の皆さん

希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすことのないように気を配り、県が実施する保護施策に協力しましょう。

事業者の皆さん

事業活動を行うときは、希少野生動植物の生息・生育する環境の悪化を防ぎ、県が実施する保護施策に協力しましょう。

県

条例に基づき基本方針を策定し、個体の保護や生息地等の保全など保護施策を推進します。

みなさんが「これならできるかも」と思う活動への参加をお願いします。

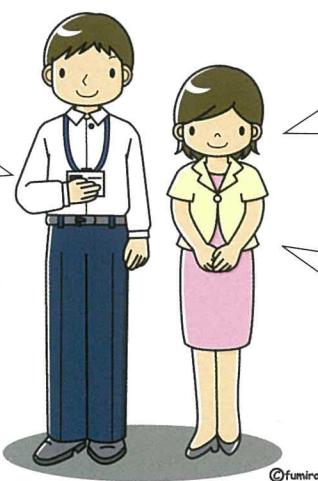
何かはじめてみたいと思う方へ

例えば、身近にある小さな自然を知るために、自然観察会などへ参加してはいかがでしょうか。

活動を実践されている方へ

希少野生動植物の情報や、施策への提案をお待ちしています。

わからない事などがありましたら
下記お問い合わせ先へご相談ください。



**奈良の生きもの情報調査
へのご協力をお願いします！**
詳しくはホームページで！

[奈良の生きもの情報調査](#)

【お問い合わせ先】

奈良県くらし創造部景観・環境局 景観・自然環境課

〒630-8501 奈良市登大路町 30

TEL 0742-27-8757 FAX 0742-22-8276

「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」「奈良県版レッドデータブック」
については、県のホームページでもご覧頂けます。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2614.htm